## 1 交付対象とならない森林(樹木)の例

対象外	森林法 5 条に規定する森林(上田市森林整備計画対象森林)と接していない荒廃農地・河畔林・河岸段丘林、公園の樹木、街 路樹、庭木、屋敷林
他の補助制度があるもの	里山整備利用地域(長野県「県民協働による里山整備・利用事業補助金」対象期間が終了した地域を除く)、市指定の保存樹木・樹林

## 2 対象経費細目一覧

	費目		適用	備考	経費算定基準
	需用費	資材費	苗木、標柱、砂利等の資材購入		実費
		消耗品費	ヘルメット、軍手、薬剤費等の用品・用具購入	食糧費は対象外	
		燃料費	薪割機、チッパー等の燃料費	自家用車の燃料費は対象外	
	借上料		刈払機、チェンソー、運搬車等の借上料(燃料費含)		別紙2「借上料単価表」参照
	備品及び資機材購入費		薪割機、チッパー、チェーンソー等の購入		
対	<b>泰</b> 委託費		団体が自ら行うことが困難で、専門技術を有する者に委託す		- - - 実費
象			る場合に限る。ただし、作業の一部は、申請者の属する団体		
経			が行うこと。		
	報償費		講師、指導者、専門技術者等への謝礼金		
	旅費	講師、指導者、専門技術者等の招聘旅費	宿泊費、自家用車利用の場合		
	爪貝		の経費は対象外		
	役務費	通信運搬費	郵送料等の通信運搬費		
		傷害保険料	参加者の傷害保険料及びボランティア保険登録料		
	その他の経費		その他市長が特に必要と認める経費		

- ※ 交付対象経費欄に掲げる経費であっても、次に掲げる経費は交付対象外とする。
- (1) 事業実施主体の運営にかかる経費及び施設の維持管理経費
- (2) 用地の賃借に要する費用
- (3) 活動に参加する者の人件費(指導者(講師)謝金、指導補助員の賃金を除く)
- (4) 事業以外の用務に使用できる汎用性の高い資機材の購入に要する費用(パソコン、カメラ、軽トラ等)